



湯沢に住んで、夢を叶える 奨学金返還支援が あなたの新しいスタートを応援



湯沢市奨学金返還助成期間は10年！

奨学金返済を支援する事業者も対象

【対象者】

- ① 交付申請時点において湯沢市内に定住する意思をもって住所を有し、就労していること
- ② 市税を滞納していないこと
- ③ 秋田県奨学金返還助成の一般分の交付決定を受けていること又は過去に県助成金の交付を受けたことがあるもの
- ④ 上記に該当する従業員の奨学金返還を支援する事業者

【対象となる奨学金】

日本学生支援機構の奨学金、秋田県育英会の奨学金、湯沢市奨学金を含む県内市町村奨学金 等

【申請書類】

- ① 湯沢市奨学金返還助成交付申請書兼実績報告書
※申請者の住民票や市税の滞納の有無の確認に同意が必要です。
- ② 秋田県奨学金返還助成交付決定書の写し(県助成有りの場合)
- ③ 奨学金の返還実績等を証明できる書類(県助成無しの場合)
- ④ 在職証明書等、就労を確認できる書類(県助成無しの場合)

電子申請
も可能！

【助成する額】

対象となる奨学金返還額から、秋田県及び県内他市町村からの助成金を控除した額、又は返還した年額の3分の1で**最大6万7千円**
例)借入金:200万円/返還期間:10年/返還開始:令和6年10月の場合

令和6年10月～令和7年9月の返還額 20万円

助成額 ▶

県 13万3千円

市 6万7千円

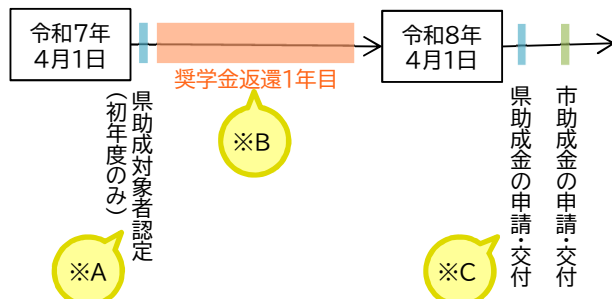
※県助成終了後は20万円の3分の1(千円未満切捨て)で6万6千円

【助成金を交付する期間】

最大10年間。ただし、年度ごとに交付申請が必要になります。

〈問い合わせ〉 湯沢市 まちづくり協働課(Tel:0183-56-8386)／Mail:mirai-gr@city.yuzawa.lg.jp)

— 交付までの流れ(県助成併用) —



※A: 奨学金の返還開始前に認定されている必要があります。令和7年度認定分の受付は、令和7年4月～令和8年2月までです。

※B: 県および市の助成金は、1年目の返還実績をもとに交付を決定します。

※C: 令和6年度に県助成対象者として認定された場合は、1年間の奨学金返還後、令和7年度に県助成金を申請することができます。県助成金の交付が決定すると、市助成金を申請することができます。

令和7年度中に県助成対象者に認定された場合は、令和8年度県助成金の交付決定後に、市助成金を申請することができます。

この奨学金返還助成は、秋田県奨学金返還助成(一般分)の要件を満たしている人が対象です。県奨学金返還助成の詳細は、秋田県就活情報サイト「KocchAke!」をご確認ください。

リンク先
必読

